

請願第 25 号

【件 名】

米国産牛肉の輸入再開問題と B S E 対策に関する請願

【請願趣旨】

国内で B S E (牛海綿状脳症)感染牛が確認されて以来、政府は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。また、2003 年に米国で B S E の発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。

ところが、政府は、20 ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外する新基準を適用し、さらにいま、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然として B S E に対する国民の不安が続いています。B S E はその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。

しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっています。

私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続き、B S E 問題への万全な対策を求めます。つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第 99 条の規定に基づき下記の請願事項について意見書を政府関係機関に提出いただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。

【請願事項】

1. 米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対する B S E 対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求めます。

米国では、と畜される牛で、B S E 検査を行っているのは全体の 1%以下にしかすぎないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は 30 ヶ月齢以上の牛に

限られていること。

米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

2. 万全なBSE対策について

国内において、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化を行うとともに、検査感度を改良する技術開発を一層進めるよう要請します。また、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続するよう求めます。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

請願第 26 号

【件 名】

国に対する「障害者福祉充実に関する意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

国は、平成 15 年度から障害者の支援費制度を、障害者自身がサービスを選択し、サービス提供者との対等な立場での契約を結ぶ画期的な制度との鳴り物入りでスタートしたのにもかかわらず、制度発足後 1 年が経つか経たないうちに財政的に困難として、介護保険との統合を検討し始めました。

そして、昨秋、突然に改革のグランドデザイン案を発表、さらに今春 2 月に障害者自立支援法を国会に上程したのでした。

先に提案された障害者自立支援法は、戦後、わが国の障害者福祉施策がスタートして以降、当初、無料の制度がありましたが、その後、応能負担が原則でありましたものを、応益負担(1割負担)に変えようとするものでありました。この法案が上程されるや、全国の障害者に、これでは制度が利用できなくなるとの危機感を巻き起こし、我が国始まって以来の障害者の大集会、デモ、要請行動が繰り広げられ、その結果、衆議院で慎重審議を行わざるを得ず、また参議院では郵政法案のあおりで廃案となりました。

また、この法律は、応益負担だけでなく、公費医療の対象者を限定し、さらに社会保障審議会での説明資料と国会提出資料の食い違いなど、拙速な提案のために、各種のぼろが露呈しました。

しかし厚生労働大臣は、秋の臨時国会に、法案の再提出をすると記者発表しております。私達は、このような法案は障害者福祉の後退と、障害者の自立を損ねるものと考え、この法案の再提出を拒否するものです。

そこで貴議会として、国に対して、障害者に過重な負担を負わず「障害者自立支援法」の再提出を行わず、現行制度の充実と必要な予算措置を求める「障害者福祉充実に関する意見書」の提出をお願いするものです。

【請願事項】

国に対して「障害者福祉充実に関する意見書」を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

請願第 27 号

【件 名】

石綿ばく露対策を国に求める請願

【請願趣旨】

石綿を材料とした製品を製造・使用している企業の社員や家族、近隣住民が、悪性中皮腫で死亡した事実が相次いで明らかになっています。

また、製造企業の労働者の悪性中皮腫がクローズアップされていますが、石綿ばく露による肺がんの死亡者は、悪性中皮腫の倍の人数にのぼる一方で、労災認定率は悪性中皮腫の半数と低く、肺がんに対する対応が早急に必要になっています。

石綿被害は、製造企業のみならず、製品を使用していた造船、自動車、建設、港湾、運輸など多くの業種に広がっています。こうした仕事に従事した労働者、事業所の近隣住民、家族の二次ばく露など、被害は私たちの予想をはるかに超える様相を呈しています。また、石綿を使用した建物の解体による石綿飛散の危険も広がり、石綿障害予防規則にもとづく対策の強化が求められています。

すでに、各地の自治体が積極的な調査や相談窓口の設置や総合対策に乗り出していますが、基本的責任が国にあることは明白です。つきましては、石綿被害者の救済と被害の防止・根絶のために、下記の事項について政府関係機関に意見書を送付することを求め請願いたします。

【請願事項】

1. 以下の項目について政府・関係機関に熊谷市議会の名で意見書を送付すること。
 - ・石綿に関する輸入・製造・使用・在庫、除去後の石綿廃棄物等の緊急調査を実施し、公表すること。
 - ・石綿の製造・使用等の全面禁止、在庫回収、安全除去などの被害防止対策の徹底を早急に図ること。
 - ・石綿の労災認定を抜本的に見直すとともに、国民の健康被害者を救済する新たな救済制度を早急に実現すること。
 - ・石綿使用施設の解体作業等による新たな被害の発生防止に、万全の対策を実施すること。
 - ・全国の学校施設における石綿製品の使用実態の再調査を実施し、完全撤去を徹底すること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。